

わが国の家計簿に関する一考察

阿 部 亮 耳

1 は し が き

わが国における消費生活は、今日では高度大衆消費時代と称せられ、食生活についても敗戦直後の飢餓時代から高度経済成長を経て飽食時代へと著しく変ってきており、その他の生活の諸相についても著しく変貌したといえよう。

消費生活を測定するには種々の方法があるが、金銭の収支によるのもその中で重要な方法の一つであり、これを記録する「家計簿」によって、その家計の消費生活の行動の規範を得、あるいは調査に利用することによって客観的な資料を得て国民生活全般に寄与する手段としている。

本稿では、まず既存の「家計簿」についての現状と論点について、また国家の家計に関する調査として、最近費目分類等で改正の行なわれた総理府統計局の「家計調査」と、農林水産省の「農家経済調査」の生計費について概観する。ついでこれらの考察の上に立って、「家計簿」の考え方について、基本的な問題と方法を若干述べることにしたい。

2 現行の「家計簿」と家計調査

「家計」は、通常一家の生計あるいは一家の収入・支出のまかないを意味し、「家計簿」は一つは「一家の収入・支出を記録する帳簿」を、二つには「一家の収支を記すための帳簿を記入するための簿記」すなわち「家計簿記」を意味する¹⁾。さらに山榭忠恕氏によれば「家政も経済的に自己封鎖性をもつ一個の経営体にほかならないから、独立の帳簿をもち」、広義には「財産の変動の事実とその事由について、全面的、組織的な2側面の計算方式をとり、一つは収支計算であり他は有高計算である」。しかしながら、通常「家計簿記」といわれているものは、「支出項目ごとに金額欄を設けた家計簿という現金出納帳によって、収支の事実をその事由とともに、一面的に記録集計するに止まり」、これとは別に「一部の資産・負債についての一覧表や貯蓄ないし投資についての一覧表を作成して、これを補足する程度の内容のものである」とされる²⁾。

次にわが国において使用されている「家計簿」の実情について、三東純子氏は昭和37年7月より1年間約2千戸について、一般家庭にどれだけの様な形態で家計簿がとり入れられてい

るか等を実態調査した³⁾。同氏の調査においても20種類以上の「家計簿」が使用されているが、ほとんどが単式簿記であり、現金取引が主たる対象であった。また記帳率は5～6割で記帳担当者は専ら主婦（約83%）であると報告されている。

同氏の調査報告は約20年以上前になるが、筆者が今年年末年始に市販されている「家計簿」十数種について検討したところ、上述の「家計簿」の一般的規定とはほぼ合致する⁴⁾。すなわち、収入欄は2～3行に、支出欄は10数行に分割された多桁式の現金出納帳であり、日々の残高と当月の費目別予算額との対比を把握し、毎月および年1回の集計決算を行なうものである。帳簿は例年11月から年始にかけて毎年市販される1年ものが大半であり、稀に3年連記のものがある。

家計における今日の特徴の一つは、日常の取引において月賦や借入金の比率の増大、銀行郵便局等金融機関の利用率の増大であり、たとえば支払いにおける予金口座からの引落しや小切手使用の増大、給料の振込み等をあげることができる。これを反映して、収支における預貯金の預入引出、借入金の借入返済等の配慮が現金出納帳になされると同時に、これらの月別一覧表がほとんどの「家計簿」に添付されるようになった。

内容的には通常のものとは異色と見られるのは、香川綾編による「栄養家計簿」である。この「家計簿」では上述の様に多桁式の現金出納帳の型式をとる点は同一であるが、その特徴は次のとおりである。すなわち、毎週金額合計を算出するが、特に食費については現金購入量と現物量を記入し、同時に日々の家庭摂食数も記入することに力点がある。食物の摂取量を1週間を単位として、①乳卵、②魚介類、肉類、豆・豆製品、③緑黄色野菜、淡色野菜、芋類、くだもの、④穀物、砂糖、油脂の4群に加えて、調味料、調理食品、種実・菓子・嗜好、外食と分類し、1～4群の食品群を、年齢、性、労作強度別によって食品の必要量を決定しようとするものであり、今日エンゲル係数が30%以下となったが、栄養管理、肥満の抑制等に重点がおかれる。

「家計簿」の現状に続いて、家計簿記の論述については、松平友子、今井光映両氏の所説のみを概観する。

松平友子氏は昭和39年にまず在来の7種の家計簿記を整理して、「これらは現金取引と貸借取引とを区別しながら、後者をほとんど記入対象としていない」ことに着目して、単式簿記についても複式簿記についても、家計簿記の松平案を示した。さらに単式簿記の記帳容易性と複式簿記の記録完全性の長所を考慮して、「取引分類法を基礎とした家計簿記」を示し、現金取引は特殊現金出納帳に（特に食物費のみは賄帳を補助簿とする）、現金外の取引は「覚書」によって補足し、「実収支計算表」と「資産負債現在表」を示すものとした⁵⁾。

松平氏の家計簿記についての考え方は、現行の高校の教科書にもその一端をうかがえる⁶⁾。しかし、松平氏案による家計複式簿記については、資本金勘定や集合損益勘定を示し、余りに

も企業の簿記の直訳という感を免れない。資本方程式、財産＝資本の物的2勘定系統説によることは明らかであるが、簿記の家計における意義が、すべての方式で不明である。

今井光映氏はこの点を批判して、資本金の代りに主権という語を用い、またニックリッシュの貸借対照表学説に依拠して、負債についても他人主権という語を用い、資産＝主権によって複式簿記を家計に適用しうるものとした⁷⁾。しかしながら、家計という経営体を家族員の所有関係と離れて定立することは、これも余りに無理な解釈である。また収支計算の結果を経営成果とすることは、松平友子氏とは別の意味で余りにも企業的あるいは企業の用語にとらわれており、特に収支計算の結果節約して余剰が出たことをもって経営成果が上ったとすることは皮相な表現である。また財産＝主権として出発しながら、すべての財産価値は清算価値で評価し、それが保守主義の原則にも適合するものとされる。家政学としての家計簿記について考慮するものとするれば、企業会計原則の適用などを機械的に考慮するよりも、家計簿についての公準から吟味すべきであると思われる。

つぎに、消費生活を家計簿の記帳によって把握するものに、総理府統計局の家計調査や農林水産省の農家経済調査等がある。

戦後昭和21年に家計調査が開始され(当時の名称は消費者価格調査)、昭和25, 28, 37年等数次の改訂を経て今日に及んでいる。全国の農林漁家、単身者以外の世帯を対象としており、都市別、地域別、職業別、収入階級別、その他世帯の特性による集計結果を通して国民生活の実態を明らかにして、国の経済政策や社会政策を立てるための基礎資料を提供することを目的としている。

調査世帯の選定については、たとえば昭和53年度では昭和50年の国勢調査の結果により、農家及び漁家を除く約2,300万の普通世帯を適格世帯とし、層別3段抽出法を用いて、調査世帯数は約8,000(昭和53年度で8,076)世帯である。調査には、「世帯票」、「家計簿」及び「年間収入調査票」が用いられ、全国で114名の家計調査指導員をおき、全国673名の家計調査員が2単区、12世帯を受け持ち調査に従事している。

この総理府の「家計簿」は、Ⅰ.現金収支(数量単位をも記入)と残高、Ⅱ.掛買い、月賦購入又は現物の記入をする簡単な帳簿である。なお、周知のとおりこれらの結果は、毎年「家計調査年報」として、また毎月「家計調査報告」として公刊報告されている。

一方、農林水産省統計情報部では、農家経済調査の一環として、家計費の調査が行なわれ、たとえば昭和54年度では、調査農家11,196戸を対象にして、「日計簿」により「日々の現金収支又は現物受払い、品名、銘柄、数量価額を記載」する。またこれらの結果は、毎年「農家生計費統計」として公刊報告されている。

総理府統計局では、すでに昭和56年度公刊物より、従来の5大費目分類(食料費、住居費、光熱費、被服費、雑費)を改めて、10大費目分類(食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履き物、健康医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出)とした。これ

を受けて農林水産省も比較性を尊重するため、昭和57年4月より従来の5大分類（飲食費、住居費、家計光熱水道料、被服費、雑費）を改めて10大分類（飲食費、住居費、家計光熱費・水道料、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、交通通信費、教育費、教養娯楽費、雑費）とした。

これらの改訂に当っては、旧分類の食料費の占める比率の大幅減少と、雑費の占める比率の大幅増加が主要な原因であるが、他の分類原則についてもかなり新しい方針を示しており、これらに関しては、節を改めて論ずることとする。

- 1) 新村出編，第2版『広辞苑』，昭45.11「家計簿」391頁。
- 2) 山榎忠恕，「家計簿記」，神戸大学会計学研究室編『第三版，会计学辞典』，昭51.10，同文館刊，132頁。
- 3) 三東純子，「家計簿記普及上の諸問題」，第1報，第2報，第3報，家政学雑誌，第11巻，No.1，No.3，1960，第12巻，No.1，1961。
- 4) 現在年末に購入可能な家計簿（雑誌付録を含む）の一部として次のものがある。
婦人之友社，家計簿。婦人之友社，羽仁もと子，家計簿。博文館新社，3年連続家計簿。主婦と生活社，日記兼用〇〇年用家計簿。主婦と生活社，主婦と生活新年特大号第1付録家計簿。主婦の友社，日記兼用模範家計簿。講談社，婦人倶楽部新年号付録お料理家計簿。高橋書店，家計簿。岸田軒造，もっともつけよい新家計簿。家の光協会，家の光12月号付録〇〇年日記兼用家計簿。香川綾編，女子栄養大学出版部栄養家計簿。
- 5) 松平友子，再訂増補版『家計簿記論』，昭39.10，高陵社書店刊，219頁。
- 6) たとえば，一例として，教育図書，新訂版『家庭一般』（高等学校家庭科1～3年用），昭55.2（第3章，家庭の経済生活，第2節，予算生活，第4節，家計簿記，46～48頁）。
- 7) 今井光映，『家政家計論』，昭40.4，家政教育社，187頁。

3 家計簿に関する基本的な問題

前節において，わが国における現行の家計簿ならびに家計調査について概観した。これらについては既定の事実のように見えて明瞭ではない基本的な問題がいくつかある。以下これらについて述べておきたい。

第1は，誰が家計簿を記帳するの点である。「家計簿」の発行者は当然のように家庭の主婦であることを前提としている。しかし，かりに記帳をしているのが主婦であっても，その主体は誰であるのか，やはりこれは，家庭といっても一般的には今日では核家族であると考えてよい。ただその「家計簿」の及ぶ範囲をどこまでに限定するのかである。今日は戦前のように戸主が存在した家督相続の時代ではない。均分相続となり，また結婚すれば戸籍は別になり，いわゆる核家族を一つの家庭の単位とみうる時代である。また，今標準的にその核家族を夫婦と子供2人として，年齢構成による相違はあるが，頭の数だけ財布が一家の中に存在するとしなければならない。夫は夫の財布，妻は妻の財布，子供は子供の財布をもち，おのおの多寡はあれ，収支残高が存在する。その中で，いわゆる“主婦”の「家計簿」の範囲は限定さ

れたものである。今日は最早、戸主家長の時代のように、子供の財布の支出項目まで完全に掌握しうるような時代ではない。また、妻の収入の金額も以前と比べて相対的に重要度は増大している。核家族の埒外に一応あるとみられる老人にも年金の給付等が存在するのである。

また事実問題として、記帳者が主婦であるとしても、裏帳簿、いわゆる「臍繰金」の存在を否定することはできないであろう。この点において会計の主体である核家族の意図と、「家計簿」の統轄しうる範囲との間にはおのずから限定があると思われる。個人あるいは家族が記帳する「家計簿」についてこの様であるならば、同様の意味において、世帯を対象とする消費者家計の調査についても、充分このことが認識されなければならない。

第2に、家計簿の目的は何であるかを改めて明瞭にしておかねばならない。たとえば、企業会計における中心概念は利益であるといってまず差支えない。しかし、本稿の始めに述べたごとく、消費については、金銭の支出がすべてではない。家計は効用の極大を求めるものとしての、効用の可測性は与えられていない。それにも拘らず、「家計簿」の有用性を強調するのは、第1次的接近であってもそれが可測性という点で可能と思われるからである。確かに人間の消費についての行動と、ましてや生活についての行動をさらに合理的にならしめるためには、さらに各般の情報を必要とする。生活自体については、少なくとも家庭の構成員の労働の配分、睡眠、休憩の時間を含めて、1日の時間の配分が重要な問題であり、金銭の支出か労働時間の消費かの選択をせまられることが多い。

第1次的には、金銭の支出を即消費とみなす考え方である。家計からの再売を目的とすることなく、外部から財あるいは用役を購入した場合には、その時点での配分はどの様であるかが、ある意味では効用の実現あるいは選択の順序が決定された結果であるとするのである。ゆえに支出の分類の情報が客観性あるものとして尊重される。

ところで、現金支出の意味は2つあると考えられる。第1は、消費の対象を獲得したということである。これが即消費と考えられている。第2は、それに対する交換手段としての現金を失ったことである。すなわち、仕訳をもって示せば次の通りである。

(××費) ×× (現金) ××

そこで、この消費の対象として借方の項目を種々に分類してその内容を吟味しようというのが情報の詳細ということとなる。

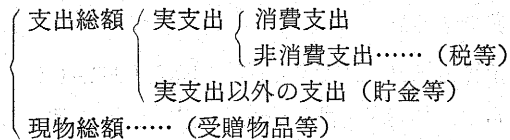
以上の意味において、「家計簿」はある範囲の収入の中で、第1次的に自己の(家庭の)効用をどこまで実現しえたかを測定することを目的としていると解してよいであろう。ゆえに以下これらの支出項目の分類の基準について検討するものとする。

第1の分類基準は消費か財産の形成かという問題である。貨幣を支出した時点でその支出の性質を人間の欲望の充足度を測定するという基準から分類すれば、現在の消費の充足、将来の消費への延期、過去の消費の清算となる。通常は現在の、あるいは一定期間の消費のみを一

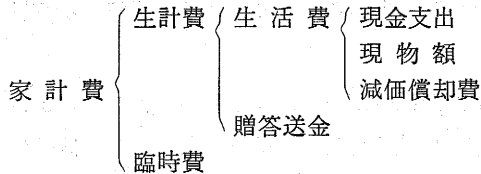
応問題とし、将来の消費は貯蓄あるいは財産の形成とみなされる。これに対して負債による消費は、消費の先取りであり、負の財産の形成と考えられる。これらは、貨幣・信用経済の発達につれて諸種の形態をとる。しかしながら消費者たる家計としては実物資産の換金は容易ではなく、貨幣、預金、有価証券（公社債、株券）等にその対象が限定され、実物資産としては、いわゆる不動産は自ら長年月にわたる消費を目指す将来の消費の蓄積分とみることができよう。上述の意味において、「家計簿」にも一定の期間計算が前提とされ、月間収支あるいは年間収支を経常の期間とすることは改めていうまでもない。

この財産か消費かの区分については、総理府の「家計調査」と農林水産省の「農家経済調査」に関して、その体系を示せば次のとおりである。

(1) 家計調査（総理府）



(2) 農家経済調査（農林水産省）



「農家経済調査」では、上述の他に財産的収支の項目があり、建物や自動車の購入は財産的支出として、後に家計負担の減価償却費を計上しているが、「家計調査」では、建物は実支出以外の支出（財産の購入）とし、自動車自体の購入は即消費（交通通信費）とみなされる。いずれの調査においても若干の相違はあるが、「財産的支出」や「実支出以外の支出」の区分によって、家計用の財産は消費の調査の対象としていないのである。

ここで問題は家計簿記としては、家計の財産をどのようなものとするかである。また「家計簿」の上でどう取扱うかである。これについては、本稿では消費支出としての分類基準ということで、現在の支出として自家の用に供せられるとしても多額の費目をどうするか、また再売を目的とし費用として回収しうる費目との分割についてのみ限定するものとする。

まず家庭用の資産の購入は、将来の消費の前払いと考えて処理し、別に減価償却等の手続きで費用配分項目として計上すればよいかどうかである。たとえば、生涯に通常一度しか使用しないような用品を購入し保有することがその家計にとって生活上どの様な意味を有するかである。「家計簿」の期間計算という記入の前提から求められた収支の項目一覧、少なくとも支出項目の一覧が、その家計の求める第1次の情報である。今期以前に購入されている物品が現実に稼動しているか、いつでも使用に供しうる状態にあることは、生活上その期間に貢献している

ことを意味する。もし生活に関する情報を十分にしようとするならば、現金の収支や残高のみではもとより不十分であり、その家庭におけるすべての財からもたらされる用役の情報の補足が必要となる。ただ上述の調査等では十分にこれらの情報をすべて補足していないだけである。減価償却の様な費用配分をすべての項目について実施することは事実上不可能に近い。

第2に、一挙に多額の消費を行なった場合に、この費目ならびに金額を区分すべきかどうかという問題がある。上述の資産の前払い等のため多額の支出を現在時点で要するというのではない。農家経済調査では新分類においてもこの考え方を踏襲して、家計費をまず生計費と臨時費とに区分し、生計費を家計調査にならって10大分類している。臨時費の内容は経常的な出費である生計費と消費を区別しており、臨時費自体も飲食、家具家事用品、被服及履物、保健医療、教養娯楽、交通通信、雑に再分され、総理府の家計調査では、消費支出の中の最後の「その他の消費支出」に含まれる冠婚葬祭費である。

家計簿記の支出分類基準としては、予算と決算の問題や不時に備える意味からは、当然区分さるべきものであり、冠婚葬祭のみならず、教育、事故、病気、災害等から、個人の家計としては別途に収支を詳細に把握すべき項目である。ただ収支の合計を一致させるために記入されるにすぎない。ただ個々の出費の金額は少額であることも多く、その意味ではやはり、期間と消費の目的に関係することとなる。

第3の分類の基準として、消費か費用かの区分がある。すなわち、再生産によって市場に販売され費用として回収される部分と、完全に消費される部分とである。この区分は、経営と家計の分離として事業（経営）の立場から費用に算入されるかどうかについて論議される問題であり、立場をかえて、「家計簿」は消費経済主体である家計としては正しく逆の問題である。また農業者の場合に農業簿記としては最も関心の高い所得税の課税範囲と関連するが、すでに述べた点については省略し、家計費の側からのみの問題点にのみ止めるものとする⁹⁾。

農林水産省は既述の通り、常住する世帯員が恒常的に消費する費用であって、労働力の再生産に要する費用を「生活費」とし、これに“世帯を構成しているために要費される他出家族への送金、物品及び社会慣行としての無償行為による贈答”を「贈答・送金」として区別し、「生活費」に加えて「生計費」としている。また、「贈答・送金」は最終的に消費した人の世帯で現品の費目別に計上され、農家の生活費には算入してはならない額⁹⁾としている。

この「農業経営に必要な農家の労働力の再生産費」をもって考えるという「生活費」の考え方は、近藤康男氏に拠るものとされる。すなわち、近藤康男氏は『農業簿記学』において、第1生活費と第2生活費の区別をなし、第1生活費とは「人間労働の維持に第1次的に必要な費用」であり、第2生活費は「いわゆる文化的内容を含んだもので、奢侈を含む」とされる。また「第2生活費の中には、それなくしても直接的労働力の再生産の可能な項目を含んでいることを示している。それは確かである。併し之を他面、農業経営の側からみれば、かかる直接

的には不要の要素を家計費の中に含んでいるか否かは、経営上の条件の差を示すものとして、指摘に値することである」とされる¹⁰⁾。

労働力を再生産し、労働市場で販売するという観点に立てば、「生活費」も即費用として把握されることになり、しかもその意味において段階的な分類があったことを指摘しておきたい。

勤労者家計においても、日々の勤務に対する費用を主張する立場は所得税の課税金額の算定の点についてもみられる。すなわち、一般には給与所得控除なるものが所得額の一定限度までは認められており、また支給される交通費は非課税である。「家計調査」では通勤定期代を消費支出の交通通信費に計上するのに対し、「農家経済調査」では農外収入を得るための費用として家計費には計上されていない。

以上、分類基準について、消費か財産の形成か（期間計算）、金額の多少（経常と特別）および消費か費用か（生産と消費）について述べた。第4の問題点は、期間内に経常的に消費として支出された項目についての分類基準である。

さて、原価要素勘定——原価場所勘定——原価負担者勘定という工業簿記の勘定構成を念頭において、家計簿記を考えた場合、原価要素勘定の段階におけるものは物品とサービスであろう（商品という用語が総理府の場合用いられている）。これらの物やサービスは即時的に効用を達成しうる完成品であるかもしれないし、また仕掛品である場合もある。家庭内に購入された後、家族構成員（消費者たる）の自家労働によって、原価要素たる物やサービスが仕掛品となり、さらには完成品となりうるのである。たとえば、「家計調査」の新分類では、食料費において、穀類、魚介類、肉類、乳卵類、野菜・海草、果物の6中分類項目が素材によって分類されている。これは原価要素勘定と考える。油脂・調味料は用途分類となっはいるが、すでに工業的な加工を受けたものが多い。飲料や酒類や菓子類も同様に外部での加工を受けたものといえるが、そのまま摂食されるものが殆んどである。油脂・調味料はその点ではさらに素材に添加あるいは加工されることになる。調理食品は一般には半製品ないし仕掛品であり、外食は完全な完成品であるといえよう。献立、調理、摂食という過程を経て人間の飲食が充足されるものとすれば、簿記における情報は最終的なものではない。上述の様な過程を追跡してはじめて効用が達成されるところまで追求することとなる。もちろん上述の意味では、今回の総理府の用途分類は徹底したものではない。たとえば、耐久消費財といわれるもののうち、教養娯楽用耐久財（テレビなど）は教養娯楽費として分類することとしているが、家事用耐久財にトースター、炊事用電気器具が含まれ、家事雑貨に茶わん、さら、魔法びん、スプーン、ナイフ、なべ、やかん等の食器食卓用品はすべて家具・家事用品（以前は住居費）に分類されている。これは用途からすれば、当然食事の費用に含まれるべきであろう。食卓や椅子や食堂も幾分は飲食の用い供せられるであろうが、上述のものはいわば食事についての専用の耐久消費

財であるはずである。ただここでの分類は、体内に入りうるもののみを食料として分類したものとと思われるけれども、目的分類を徹底すればこのようになる。多目的で汎用のものが家庭の用具としては好ましいものかもしれないが、主たる目的によって分類するのである¹¹⁾。

そのような意味では、従来の雑費を5分してみても、もとより充分ではない。食・衣・住以外に人間の生活の目的を幾分でも分類しようという意図の表現に他ならない。この人間の生活目的による分類を考えるならば、さらに徹底した目的分類がなされてしかるべきではないかと思われる。ただ、商品やサービスによる第1次分類(品目分類)は比較的客観性を有するのに対して、目的分類を徹底すればかなり恣意性というよりは主観的な消費そのものを表現することになるのではないかと思われる。そこで、この人間の欲望についての段階性をとり入れて分類を考えてみたい。

A. H. Maslow は「個人の能力やエネルギーはすべて何等かの強い動機的必要性に基づいて活用されるのが普通であり、この動機は *hierachy* の体系を構成し、その中で高い地位を占める動機が決定的な行動要因となると考えた。この *hierachy* の順次は次の5段階である。

1. 生理学的欲求 (Physiological Needs)
2. 安全欲求 (Safty Needs)
3. 愛情欲求 (Love Needs)
4. 尊重欲求 (Esteem Needs)
5. 自己実現 (Self-Actualization)

この順序に従って、ある欲求が充足されると順次より高次の欲求が出現し、新しい欲求が充足されて完全に立ち向うと考えられる。

このマスローの人間の個性と動機づけについて、詳しく紹介することは差控え、ただこの5段階説に従って、前述の現金支出の行為を何等かの欲求の段階の実現過程と考えるならば、支出の分類は目的分類をとるとしてもかなり違ったものとなるであろう。

すでに、生活費は労働力の再生産費であるという見地から、大正年間において第1次から第3次までの生活費の分類が行なわれていた。第1次はいわゆる衣食住であり、第2次・第3次は、いわば生理的欲求からみれば、その名称の通りのものととられるであろう。しかしながら、今日のわが国における生活諸相としては、たとえば食生活で飽食時代と称せられて外食産業が盛となり、週末には手作りの料理を楽しむとか、あるいは衣生活においても既製服が百%近い比率に類するような事情の下で、従来の5大分類の雑費をさらに5分類しても、その他の消費支出項目が全体の約四分の一を占めるのである。

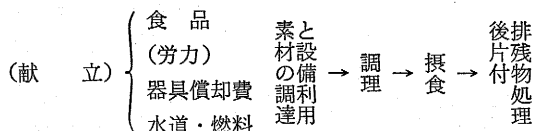
もとより国民生活については種々の諸相がみられるので、経済的な一面を現金支出のみによって把握するにはかなりの限界が存する。しかし、品目基準あるいは物と用役の素材からする客観性が、段階的に失われて目的基準あるいは用途基準によって再分類することが困難であ

阿部亮耳：わが国の家計簿に関する一考察

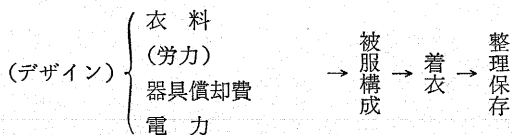
るとすれば、当初よりその目的にあった分類をすることもやむをえないであろう。しかも、個人や家庭の購買動機については今までの理論では説明できない程多面的なものである。ゆえに、これらを考慮して個々人の「家計簿」の支出分類を考慮するならば、今日のわが国の生活段階におのおの応じた目的分類が考慮されてよいこととなる。然しながら、現実的配慮からすれば、せいぜい第1の生理学的欲求と第2の安全欲求ぐらいまでが配慮されているにすぎないと思われる。またそれは普遍的に標準生活費という形で論じられているにすぎない。

- 8) 阿部亮耳、『農業経営複式簿記』、第13章「税務と申告」、昭47.4、明文書房。
- 9) 「家計調査」では、贈答のために物品を購入した場合の支出は、用途分類による消費支出では「交際費」(旧分類)としていたが、新分類では10のその他の消費支出の中分類10.3の「交際費」に分類され、職場、地域などにおける諸会費、負担費を含めることとしており、旧分類より範囲が広い。
- 10) 大正14年3月刊の協同会による「俸給生活者・職工生計調査報告」の分類によると、第3生活費までの分類があることを近藤氏は指摘される。近藤康男『農業簿記学』71~74頁、昭24.11、日本評論新社、(第1生活費): 1. 食費, 2. 住居費, 3. 衣服費, 4. 清潔費, 5. 公課費(第2生活費), 6. 修養費, 7. 保健費, 8. 交際費(第3生活費), 9. 嗜好、娯楽費, 10. 間食費, 11. 交通費, 12. 諸給与費, 13. 弁済費, 14. 其他の雑費。
- 11) 今、食・衣・住について、飲食費、衣服費、住居費の3費目の最終までの過程を図解すれば次のとおりである。

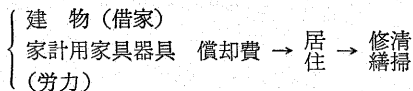
① 食生活



② 衣生活



③ 住生活



4 む す び

戦後から今日に至るまでの経済生活の変貌に伴ない、家計の消費生活を把握するための「家計簿」の実情と家計調査等の現状から、改めて今日の「家計簿」の基本問題として次のことを指摘した。1. 核家族を主体とする家計の「家計簿」については、その記帳範囲に限界のあること。2. 「家計簿」記帳の目的は、収支残高把握による欲望充足程度測定の第1次接近であり、支出の内容に意義のあること。3. 1, 2. の前提の下に行われる分類基準として、1) 消費

か財産の形成か、2) 経常消費か特別消費か、3) 消費か費用か、を挙げ、ついで期間内の経常的消費について、4) 物品、サービス分類を客観性をもつが、目的分類あるいは用途分類を進めるためには、当初よりの目的を決定することとなり、個々の家計の独自性が強く表われることとなる。特に人間の動機づけと購買心理とを関連づければ、マスローの5段階説をも考慮しなければならない。しかしながら、通常は最初の2段階程度に止っている。